【平成20年6月6日府令第36号改正後】

**第二十二条**　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第八号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九百十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第八号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九百十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第八号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第四項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。

【平成17年11月30日 府令第103号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第八号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第四項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

（各号　新設）

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第四項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第四項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する同法第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所をいう。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所をいう。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているものをいう。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】 （改正なし）

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】 （改正なし）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

**第二十二条**　内国会社で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項の規定により、当該内国会社の本店及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供　しなければならない。

２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているものをいう。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

３　前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店に準用する。

（改正前）

**第二十二条**　有価証券の発行者で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主要な支店の営業時間中しなければならない。

２　法第二十五条第二項の規定により有価証券の発行者が法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを備え置くべき主要な支店は、最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該発行者の株主の総数が当該発行者の株主の総数の百分の五をこえる場合における当該支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているものをいい、当該支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、その一）とする。ただし、その本店と同一の都道府県に所在する当該支店を除く。

（３　新設）

【昭和48年1月30日 省令第5号】

**第二十二条**　有価証券の発行者で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主要な支店の営業時間中しなければならない。

２　法第二十五条第二項の規定により有価証券の発行者が法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを備え置くべき主要な支店は、最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該発行者の株主の総数が当該発行者の株主の総数の百分の五をこえる場合における当該支店（その名称のいかんにかかわらず、商法第百八十八条第二項第二号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同条第三項において準用する第六十五条第一項に規定する支店として同項の規定により登記されているものをいい、当該支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、その一）とする。ただし、その本店と同一の都道府県に所在する当該支店を除く。